

Go To トラベルキャンペーン 先行割引 ご利用方法

下記に該当する方は、還付申請を行っていただく事で、割引分の還付を受けることができます。

対象

- ①Go Toトラベル事業開始前に、7月22日(水)以降開始の旅行をすでに予約している方
- ②7月27日(月)以降のご出発で、事業者側の都合により割引価格で購入ができない方

※ただし、上記のうち以下を除く。

Go Toトラベル事業開始前後にまたがるパッケージツアー(パッケージツアー旅行商品は、7月22日(水)以前と以後に相当する旅行代金を区別して確定できないため、全体として還付の対象外となります。)

(例)旅行期間が7月21日(火)～7月26日(日)のパッケージツアー

対象期間

【宿泊商品および宿泊を伴う旅行商品】

令和2年7月22日(水)宿泊から令和2年8月31日(月)宿泊(9月1日(火)チェックアウト)まで

【日帰り旅行】

令和2年7月22日(水)から令和2年8月31日(月)まで

給付金給付額

- 旅行代金総額の最大35%給付金を受けることができます。
- 地域共通クーポンは対象外となります。

申請のお手続き方法は、旅行の申込方法により異なります、下記をご確認のうえお手続きください。

①旅行会社を通じたご予約又は、オンライン予約サイトを通じたご予約で事前決済をした場合

以下2つの条件を満たす場合、還付対象となります。

- ①Go To トラベル参画基準を満たしている旅行代理店・オンライン予約サイトであること
- ②Go Toトラベル参画基準を満たしている宿泊施設を利用していること



お申込みの旅行代理店へお問い合わせください。

②宿泊施設へ直接予約手続き又は、オンライン予約サイトを通じたご予約で現地決済をした場合

以下の条件を満たす場合、還付対象となります。

- Go Toトラベル参画基準を満たしている宿泊施設であること
(Go Toトラベル参画事業への申請予定があるかどうかは、直接施設にご確認ください。)



ご自身で還付申請を行ってください。(詳細は次のページへ)

②宿泊施設へ直接予約手続きをされた場合

申請書類

- ①還付申請書(様式第1号)
 - ②支払い内訳がわかる書類(支払い内訳書、支払い内訳が記載された領収証等)
 - ③宿泊証明書(氏名、宿泊日、宿泊人数が記載されているもの)
 - ④口座確認書(旅行者用)(様式第3号の1)※旅行者本人名義の口座番号であること
 - ⑤口座番号を確認できる書類(通帳のコピー、キャッシュカードのコピー等)
- ※上記①②③⑤は同一名であること。

<宿泊施設で受け取っていただく書類>②③

<ご自身でご用意いただく書類>①④⑤

※後日Go Toトラベルキャンペーン公式サイトよりダウンロードいただけます。

※公式サイトURL: 現在調整中(官公庁ホームページにて発表予定)

申請期間

令和2年8月14日(金)から令和2年9月14日(月)まで **※消印有効**

申請書類の送付先

Go To トラベルキャンペーン事務局あて

住所: 現在調整中(観光庁ホームページにて発表予定)

電話番号: 現在調整中(観光庁ホームページにて発表予定)

申請書類受理後

すべての申請書類を受理後、振込します。振込完了後、事務局から個別通知はいたしませんので、記帳やインターネットバンキングなどでご自身にてご確認ください。

申請フロー

